

令和 6 年度 諮問 第 3 号、第 4 号

令和 7 年度 答申 第 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

川越市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が令和 6 年 7 月 31 日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定処分（川教財収第 318 号、川教指収第 397 号）について、審査請求人が同年 9 月 18 日付けで提起した各処分の取消しを求める審査請求については棄却することが妥当である。

なお、本件事案に関する諮問は、令和 7 年 3 月 13 日付け川教総第 10083 号及び同日付け川教総第 10084 号の 2 件であるが、同一の開示請求に係る決定に対する審査請求についての諮問であることから、2 件を併合して審査した。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、審査請求人が、令和 6 年 7 月 31 日付けで処分庁が行った個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 82 条第 2 項の規定に基づき保有個人情報を不開示とすることに決定した処分（川教財収第 318 号、川教指収第 397 号。以下「本件各処分」という。）について、文書不存在を理由に不開示となったこと及び法第 60 条第 1 項の規定により職員個人のメモは開示の対象となる保有個人情報に該当しないため不開示となったことに対して、処分内容を不服とし処分の取消しを求めるものである。

2 処分の経過

- (1) 令和6年7月17日、審査請求人は、処分庁に対し、「〇〇小学校～学童にかけてトラブル(いじめ)があった事 おおよそ〇年前の一年間(名前：〇〇〇〇)」について、法定代理人として保有個人情報開示請求書を提出した。
- (2) 令和6年7月31日、処分庁は、審査請求人に対し本件各処分を行い、法第82条第2項の規定により保有個人情報不開示決定通知書を送付した。
- (3) 審査請求人は、令和6年7月31日、本件各処分を知った。

3 審査請求手続の経過

- (1) 審査請求人は、本件各処分を不服とし、令和6年9月18日付け審査請求書により、審査請求を申し立てた。
- (2) 処分庁は、令和6年12月6日、審査庁に対し弁明書を提出した。
- (3) 審査庁は、令和6年12月6日、審査請求人に弁明書を送付し、期日を令和7年1月17日までとして反論書等の提出を求めた。
- (4) 審査請求人から期日までに反論書等の提出はなかった。
- (5) 審査庁は、令和7年3月13日付け、当審査会に諮問した。
- (6) 審査請求人は、令和7年4月2日、当審査会に対し主張書面を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 子が在籍していた小学校へ電話で問い合わせた際に、子の当時の担任教員が当時の記録を見ながら電話をしていたこと

は間違いなく確認できている。したがって、当時の担任教員が作成した記録は残っているはずであり、開示請求の対象となる保有個人情報の要件を満たしていないため不開示となったことに関しては納得できない。

- (2) トラブルの記録は重大なものであるため、小学校と学童保育室に当時の記録は残っているはずであり、文書不存在のためという理由で不開示になったことについては不服である。

2 処分庁の主張

- (1) 本件において、開示を請求する保有個人情報は、「〇〇小学校と学童にかけてのトラブルがあった事およそ〇年前の一年間」とされており、この請求内容及び審査請求人の証言から、対象となる保有個人情報は「平成〇〇年度」に取得又は作成されたものであることが特定できるため、当該年度の学校及び学童保育室における行政文書を対象として特定及び検索を行った。
- (2) 処分庁である教育財務課において特定した保有個人情報が記録されていると考えられる文書とその保存期間としては、職員会議録及び指導業務日誌が3年保存、児童票等関係書類綴、学童保育室で作成した文書及び児童記録表が1年保存である。
- (3) 処分庁である教育指導課において特定した保有個人情報が記録されていると考えられる文書とその保存期間としては、いじめについてのアンケートが5年保存、公立小中学校いじめの状況等の調査が3年保存、生徒指導資料が1年保存である。

(4) (2)及び(3)で特定した保有個人情報記録されていると考えられる文書は、いずれも保存期間を超過しており、廃棄処理済みとなっているため文書自体が存在していない。

(5) 法第60条第1項において、「保有個人情報」とは、「行政機関等の職員が、職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」と規定されている。当時の担任教員が、審査請求人と電話で話した際に確認していた記録は個人的なメモとして残していたものであるため、当該メモは当該規定に該当せず、開示対象となる保有個人情報には当たらない。

(6) 以上のことから、本件各処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

令和7年 3月13日	審査庁から諮問書を受理
令和7年 4月28日	審議
令和7年 6月 2日	審議
令和7年 7月17日	審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、処分庁が文書不存在及び当時の担任教員が記録したメモは開示対象となる保有個人情報には当たらないことを理由として保有個人情報不開示決定を行ったことに対し、審査請求人は、当時の担任教員と電話で話した際に記録

の存在を確認していることから、当該記録は個人的なメモではなく共有されている文書であり、また、その他の文書についても重大なものであることから保存され存在していると主張しているものと解される。

2 本件処分の妥当性について

(1) 保有個人情報記録された文書の存否について

処分庁の説明によると、本件開示請求の対象となる保有個人情報記録されていると考えられる文書（以下「本件対象文書」という。）は、いずれも既に保存期間を過ぎており、廃棄処理済であるとのことである。処分庁は、本件対象文書について、川越市文書管理規程に従い、他の行政文書と同様に保存期間経過後に川越市全体の文書廃棄のスケジュールの中で廃棄をしたと述べており、本件対象文書のみを別に保管するなど、廃棄されずに残存していることを疑わせるような特段の事情は見られないことから、処分庁の説明に不合理な点はないものと認められる。

(2) 開示請求の対象となる「保有個人情報」について

ア 法の定義等

法第76条第1項において、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されており、法第60条第1項において、「保有個人情報」とは、「行政機関等の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利

用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（中略）、法人文書（中略）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（中略））に記録されているものに限る」と規定されている。

法の定めからすると、開示請求の対象となるのは行政文書等に記録された「保有個人情報」に限られることとなり、「保有個人情報」が記録されている文書を行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得したこと及びそれを行政機関等の職員が組織的に用いるものとして、行政機関等が保有していることが前提となる。したがって、職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得し、組織としての利用又は保存を予定していない文書のほか、利用又は保存を終え廃棄した文書は、開示請求の対象とならないものと解される。

イ 検討

法に規定される保有個人情報の要件である「行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」に該当するか否かについては、当該個人情報に記録された文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

本件における当時の担任教員が記録したメモとされる文書の保管及び利用の状況について、改めて実施機関に確認したところ、その状況として、当該教員が個人的な記録として残していたメモであり、当該教員が個人的に保管しているものであって、組織内において利用又は保管されているものではないとのことであった。

このことからして、本件審査請求人が言及する当時の担任教員の記録については、少なくとも自らが見聞した内容を相手に伝える際に個人の手元に置く備忘録的な使われ方がされていたことは認められるが、双方の主張を精査しても、当該記録が組織的に利用又は保存がされていることをうかがえるような事実を見いだすことはできなかった。

したがって、当該記録は、「行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」には当たらないため、法第60条第1項に規定する保有個人情報には該当しないものと認められる。

3 結論

以上のことから、本件処分は妥当であると認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「文書不存在のため」とのみ記載されているものが一部認められるところ、一般に、保有個人情報の記録された文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得

していないのか、作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか、
文書としては存在するが開示請求の対象とならない法的不存
在のかなど、当該文書が不存であることの要因についても理
由として提示することが望ましい。実施機関においては、今後、
より具体的な理由の記載に努め、明確かつ適切な理由の提示と
なるよう十分に留意されたい。

令和 7 年 7 月 3 1 日

川 越 市 行 政 不 服 審 査 会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 赤 羽 哲 郎

委 員 大河内 徹

委 員 佐 藤 恭 子